

条例議案参考資料

(議案第47号・議案第48号)

令和4年第1回(3月)川口市議会定例会

令和4年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 47号参考資料	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 48号参考資料	川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6

議案第 47号参考資料

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2（略） 3 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2（略）</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2（略） 3 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2（略）</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1 （略） 2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 （略）</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1 （略） 2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 （略）</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1 （略） 2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 （略）</p>

議案第 48号参考資料

川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u> <u>_____</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6（略）</p> <p>附 則 1～18（略） <u>19 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第16条第2項（同条第3項の規</u> <u>定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項から第6項まで（川</u> <u>口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）第17条の規定によ</u> <u>り読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第11条の3第1項から第3項ま</u> <u>で若しくは第6項、川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成1</u> <u>4年条例第17号）第4条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市</u> <u>職員の処遇等に関する条例（平成15年条例第46号）第4条第1項の規定にか</u> <u>かわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「</u> <u>基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1</u> <u>日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次</u> <u>の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下</u></p>	<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127</u> <u>.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6（略）</p> <p>附 則 1～18（略）</p>

この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

○ 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～6（略）</p>